

保健・福祉・介護

ふれあいセンター サービスガイドブック



令和7年度版

鴨 川 市

目次

保健・福祉・介護の総合的なサービスを提供する拠点施設・・・5 ページ

鴨川市総合保健福祉会館（ふれあいセンター）

みなさんのための福祉総合相談窓口・・・6 ページ

鴨川市福祉総合相談センター（鴨川市地域包括支援センター）

鴨川市福祉総合相談センター・天津小湊

鴨川市福祉総合相談センター・長狭

鴨川市の健康福祉の取り組み方針・・・8 ページ

鴨川市健康福祉推進計画（第3期：令和3年度～令和7年度）

■健康な毎日を送りたい

10 ページ

保健サービス

（健康推進課 保健予防係）

1. 健康増進	健康手帳の交付／総合検診／がん検診及び各種検診／特定保健指導／健康教室／健康教育・健康相談／訪問指導
2. 介護予防	介護予防把握事業／介護予防普及啓発事業／地域介護予防活動支援事業／地域リハビリテーション活動支援事業
3. 予防接種	子どもの定期予防接種／高齢者の定期予防接種／成人男性の定期予防接種／任意予防接種

■安心して子育てをしたい

14 ページ

子ども・子育て支援

（子ども支援課 子ども支援係）

1. 認定こども園	認定こども園
2. 地域子ども・子育て支援事業	一時預かり事業／延長保育事業／地域子育て支援拠点事業／放課後児童クラブ（学童保育）／夜間養護（トワイライト）／病児保育事業／給食費・物品購入費などの助成／短期入所生活援助（ショートステイ）／ファミリー・サポート・センター事業
3. その他の事業	児童手当／子ども医療費助成事業／障害児親子通所支援センター（マザーズホーム）／児童扶養手当／ひとり親家庭等医療費等助成事業／子育て世帯応援事業／母子家庭及び父子家庭等自立支援事業

（子ども支援課 子ども家庭センター）

1. 母子保健	妊娠したら…母子健康手帳の交付／妊婦等包括相談支援事業／妊婦乳児一般健康診査／妊婦支援給付金／パパママ学級 子どもが生まれたら…新生児聴覚スクリーニング検査／乳幼児健康診査／幼児歯科健康診査及びフッ化物歯面塗布／育児相談／訪問指導／産後ケア事業
2. 相談・訪問事業	家庭児童相談（虐待・養育などの相談）／養育支援訪問事業
3. その他の事業	母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付

■障害をお持ちの方のために

20ページ

障害者福祉サービス (福祉課 障害福祉係)

1. 手帳の交付	身体障害者手帳の交付／療育手帳の交付／精神障害者保健福祉手帳の交付
2. 手当の支給	特別障害者手当（障害児福祉手当）／ねたきり身体障害者及び在宅重度知的障害者福祉手当／特別児童扶養手当
3. 助成制度	心身障害者扶養年金／重度心身障害者（児）医療費助成／福祉タクシー助成／有料道路通行料金の割引／自動車税（種別割・環境性能割）の減免／税の控除・減免／NHK放送受信料の減免／軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成
4. 障害福祉サービス	自立支援給付…介護給付・訓練等給付・相談支援／自立支援医療／補装具 地域生活支援事業…相談支援事業／意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業）／移動支援事業／日常生活用具給付等事業／地域活動支援センター／その他の事業
5. 障害児通所支援	児童発達支援／医療型児童発達支援／放課後等デイサービス／居宅訪問型児童発達支援／保育所等訪問支援

■おとしよりや家族を支えるために

26ページ

高齢者福祉サービス (福祉課 地域ささえあい係、健康推進課 福祉総合相談センター)

福祉課 地域ささえあい係

緊急通報システムの設置／ひとり暮らし高齢者世帯等の安否確認／養護老人ホーム入所

健康推進課 福祉総合相談センター

ひまわり配食サービス

1. 認知症高齢者や家族を支えるために	認知症サポーター養成事業／認知症家族介護支援事業（認知症高齢者家族のつどいの開催）／認知症高齢者等見守りシール交付事業／認知症初期集中支援推進事業
2. レクリエーションや団体活動の場として	鴨川市福祉センター／天津小湊保健福祉センター／鴨川市江見老人憩の家
3. 生きがいづくりのために	シルバー人材センター／老人クラブ
4. その他の福祉制度	民生委員・児童委員、主任児童委員による地域福祉活動／日本赤十字社による災害救援物資の配分、献血運動等／戦没者遺族及び戦傷病者等への援護

■いつまでも安心して暮らしたい

30ページ

介護保険制度 (健康推進課 介護保険係)

介護保険料の決め方／介護保険サービスを利用したいときは、まず「申請」をして「認定」を受けましょう／介護サービスの種類／要支援1・2、非該当（自立）と認定された方のために

■生活が困難な方のために

39ページ

生活保護制度 (福祉課 生活支援係)

生活困窮者自立支援制度 (健康推進課 福祉総合相談センター)

■判断能力が不十分な方を支えるために

39ページ

成年後見制度 (福祉課 障害福祉係、健康推進課 福祉総合相談センター)

■ささえあいの地域へ

40 ページ

地域福祉サービス (社会福祉法人 鴨川市社会福祉協議会)

ふれあい相談 …法律相談、権利擁護相談／

出張理髪サービス／福祉用具貸付事業／日常生活自立支援事業／法人後見事業／

福祉移送サービス／鴨川市福祉資金貸付事業／生活福祉資金貸付事業（千葉県社会福祉協議会事業）／交通遺児激励金支給事業（千葉県社会福祉協議会事業）／

子供の遊び場助成事業／歳末たすけあい配分事業／その他福祉活動



保健・福祉・介護の総合的なサービスを提供する拠点施設

鴨川市総合保健福祉会館（ふれあいセンター）

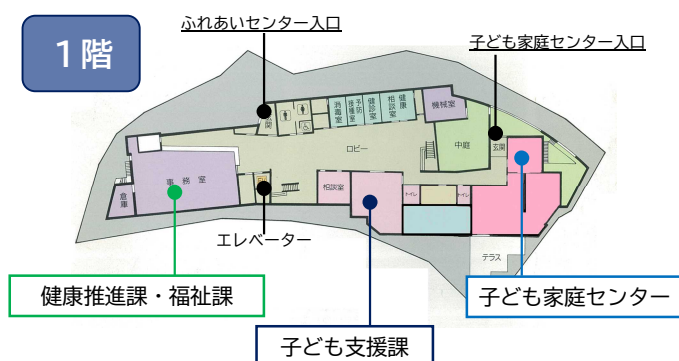
【所在地】鴨川市八色 887 番地 1 【電話】04-7093-7111（代表）

鴨川市総合保健福祉会館（ふれあいセンター）は保健・福祉・介護の総合的なサービスを提供する拠点施設です。1 階に健康推進課、福祉課、子ども支援課の 3 課と福祉総合相談センター及び子ども家庭センターを配置することにより、2 階の社会福祉法人鴨川市社会福祉協議会など関係機関と連携し、地域の健康福祉に関する各種施策の実施や情報提供、そのほか日常生活に係る相談や支援をしています。

また、高齢者・障害者・子育ての支援を図る目的で、当施設のコミュニティホールや栄養実習室、母子保健室で研修会や実習などを行う場合は、無料で利用することができます。

なお、子ども家庭センターでは、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへの一体的な相談支援を行います。18 歳までの子育てに関する相談、支援等を行うとともに、乳幼児と保護者同士の交流が図れるプレイルーム（遊戯室）もご利用いただけます。

課 名	係 名	主な業務内容	連絡先
健康推進課	管理係	施設管理に関すること	電話 04-7093-7111 FAX 04-7093-7115
	保健予防係	検診、予防接種など保健予防に関すること	
	介護保険係	介護保険制度に関すること	
	福祉総合相談センター	児童、高齢者、障害者の総合相談支援、DV対策、ひきこもり支援等に関すること	電話 04-7093-1200
福祉課	障害福祉係	障害者福祉に関すること	電話 04-7093-7112 FAX 04-7093-7115
	生活支援係	生活保護制度に関すること	
	地域ささえあい係	高齢者福祉、民生委員等社会福祉に関すること	
子ども支援課	子ども支援係	子ども・子育て支援制度、認定こども園等に関すること	電話 04-7093-7113 FAX 04-7093-7115
	子ども家庭センター	母子保健、児童福祉等に関すること	電話 04-7093-7151 FAX 04-7093-7115



みなさんのための福祉総合相談窓口

鴨川市福祉総合相談センター（鴨川市地域包括支援センター）

【所在地】 鴨川市八色 887 番地 1（鴨川市総合保健福祉会館内）

【電話】 04-7093-1200

鴨川市福祉総合相談センター・天津小湊

【所在地】 鴨川市天津 163 番地 1（天津小湊保健福祉センター内）

【電話】 04-7094-5800

鴨川市福祉総合相談センター・長狭

【所在地】 鴨川市宮山 233 番地（鴨川市立国保病院・地域包括ケアセンター内）

【電話】 04-7096-5711

福祉総合相談センターは、地域で暮らす高齢者、障害者、子ども等の分野にかかわらず生活上のことでお困りのみなさんを、関係機関と協力して総合的に支援する機関です。「どこへ相談するのかわからない」といった場合などは、福祉総合相談センターへご相談ください。

高齢者福祉に関する相談 障害者福祉に関する相談 児童福祉に関する相談
生活困窮に関する相談 DV 対策に関する相談 ひきこもりに関する相談など

●福祉総合相談センター（地域包括支援センター）とは

保健、福祉、介護という 3 分野の専門職が連携し、市や地域の医療機関、サービス提供事業者、民生委員、ボランティア、その他関係機関と協力しながら、地域の高齢者、障害者、児童、生活困窮、DV、ひきこもりなどのさまざまな相談に対応します。

●福祉総合相談センターの主な仕事

1. 福祉に関する相談全般を受け付けます

高齢者に限らず、障害者や児童の健康や福祉、医療に関することなど生活の困りごとの相談を受け付けます。必要に応じて、関係機関につなぎながら支援します。生活上の悩みやお困りのことなどなんでもご相談ください。

2. 高齢者・障害者等の権利が守れるよう支援します

高齢者・障害者等のみなさんが、安心して暮らせるように、悪質な訪問販売の被害の問題や、認知症や精神障害、知的障害などで財産管理や重要な契約の締結が困難な方などに、成年後見人や権利擁護制度を紹介します。

3. さまざまな方面から高齢者を支えます

地域のケアマネジャーとのネットワークづくりを行い、地域の社会資源を総合的に活用した質の高い在宅サービスが図れるよう支援します。

4. 自立した生活ができるよう支援します

介護保険の要介護認定で、要支援 1・2 と認定された方が、介護予防サービスが利用できるよう支援します。また、介護が必要となるおそれが高い方などに対して、市の介護予防事業などにより支援します。

5. 虐待、DV、生活困窮などの相談

虐待が疑われる場合や虐待を受けているなどの相談のほか、DVや生活困窮、ひきこもりに関する相談を受け、解決に向けた支援をします。

どんなスタッフがいるの？

保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士などが連携を取りながら、地域の高齢者や障害者などの暮らしを見守ります。

福祉総合センターでは、福祉に関する相談を受けやすくするため、より身近な地域に相談窓口を設置しています。

相談窓口を紹介します

鴨川市内全地域に福祉総合相談センターを設置し、身近な場所での相談体制を整えています。
地域と顔の見える関係づくりを行い、**地域包括ケアシステムの推進**に取り組んでいます。

子ども、障がい者、高齢者などの枠組みにとらわれずに、生活のお困りごと（例えば、介護・家計に関することなど）の相談に応じ、必要な機関や制度につなぐお手伝いをします。

鴨川市福祉総合相談センター
☎04-7093-1200
鴨川市八色 887-1
(鴨川市総合保健福祉会館内)



鴨川市福祉総合相談センター・長狭
☎04-7096-5711
鴨川市宮山 233
(鴨川市立国保病院地域包括ケアセンター内)



鴨川市福祉総合相談センター・江見
☎04-7096-1111
鴨川市東江見 376-5 (江見公民館内)



鴨川市福祉総合相談センター・天津小湊
☎04-7094-5800
鴨川市天津 163-1
(天津小湊保健福祉センター内)



鴨川市の健康福祉の取り組み方針

鴨川市健康福祉推進計画（第3期：令和3年度～令和7年度）

鴨川市では、鴨川市健康福祉推進計画（第3期）において、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、健康福祉の取り組み方針を定めて推進していきます。

第2次鴨川市基本構想 まちづくりの基本理念

「交流」

「元気」

「環境」

「協働」

「安心」

将来都市像

活力あふれる健やか交流のまち鴨川 ～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～

主体：市民、健康福祉団体他

活用：地域の健康福祉資源

〔基本方針〕

一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

鴨川市健康福祉推進計画

みんなで取り組もう 一人ひとりが輝く「元気」のまち 鴨川

各論Ⅰ 健康増進計画（食育推進計画・自殺予防対策計画）

～誰もが健康で、安心・元気になれるまちづくり～〔健康寿命の延伸を目指して〕

- 1 ライフステージに応じた健康づくり
- 2 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- 3 栄養・食生活による健康増進（食育推進計画）
- 4 身体活動・運動による健康増進
- 5 休養・こころの健康づくり（自殺予防対策計画）
- 6 喫煙・飲酒対策の充実
- 7 歯と口腔の健康づくり
- 8 地域連携・協働による健康をささえる基盤づくりの推進

各論Ⅱ 地域福祉計画（成年後見制度利用促進基本計画・地域福祉活動計画）

～誰もがささえあい、安心・元気でつながるまちづくり～

- 1 ふれあい、ささえあいのある地域づくり
- 2 地域づくりを支える包括的な仕組みづくり
- 3 安心して生活できる環境づくり
- 4 災害等の非常事態に備える体制づくり
- 5 権利と利益を守る体制づくり（成年後見制度利用促進基本計画）

自立・共生・公共による健康福祉の推進

1. 健康福祉推進計画における「協働・連帯」とは

「協働」とは、お互いを理解しあいながら共通の目的を達成するために協力し、よりよい地域社会を形成することです。

本計画では、市民、各種団体、事業者、社会福祉協議会及び市が、お互いの立場を尊重しながら、地域の課題解決に向け、市民の主体的な取り組みや各地域での自主的な活動に、共に協力して行動することを「協働」と位置付けます。

また、市民生活の基盤である家庭や地域コミュニティを重視したつながりを「連帯」と位置づけ、誰もがささえあう健康福祉の推進に取り組むこととします。

2. 「自立」「共生」「公共」の役割分担

地域健康福祉活動を行う上で、市民一人ひとりや地域、市の役割分担を明確にするために、「自立」「共生」「公共」を新たな考え方として位置付けます。

■重点的取り組み■

1. 健康福祉の課題に気付く仕組みづくり

地域の様々なネットワークの中で地域住民自らが課題を発見できるよう支援を行うとともに、アウトリーチなど専門職が直接地域に出向くことで課題に気づき支援につなげられる仕組みづくりを進めます。

2. 健康福祉の地域づくり

医療や介護、福祉サービス等の様々な生活支援サービスを、日常生活の場で、一体的に受けることができる地域づくりを地域全体で取り組み、新たな地域包括支援体制を構築します。

また、障害のある人もない人も地域で自分らしく生活することができるよう、地域での理解の促進と日常の生活支援の充実に努めるとともに、発達障害等については重度化を防ぐことができるよう早期発見・早期療育と適切な支援に努めます。

3. 健康福祉のネットワークづくり

高齢者を対象とした「地域包括システム」を基盤としながら、障害者、児童、生活困窮者をはじめ、誰もがその人の状況に応じた支援が受けられる包括的な相談支援体制を一層充実していきます。

また、地域資源を最大限活用できるよう、多様な分野・多機関の連携を強化し、市内に加え近隣市町を含む広域的なネットワークづくりを進めます。

健康な毎を送りたい

保健サービス

健康推進課 保健予防係 【電話】04-7093-7111

いきいきとした毎日を過ごすことは誰もの願いです。

市では、ライフステージに応じた保健サービスを提供しています。

1. 健康増進

健康手帳の交付

健康診査の記録、医療の記録等自己の健康管理に役立てるための手帳を交付します。ホームページからもダウンロード可能です。

対象者	初めて市の検(健)診を受けた方、希望者
料金	無料

総合検診

特定健診、後期高齢等健診、胃がん検診、肝炎ウイルス検診、前立腺がん検診、結核・肺がん検診、大腸がん検診などを行います。ふれあいセンターまたは医療機関で受けられます。

対象者	総合検診/40 歳以上の方 (前立腺がん検診は 50 歳以上の男性) 特定健診/40 歳～74 歳の鴨川市国民健康保険加入者 後期高齢等健診/千葉県後期高齢者医療制度加入者など
料金	自己負担あり (1) (2)

がん検診及び各種検診

ふれあいセンターや医療機関などで、がん検診をはじめとする各種検診を行います。

検診は、乳がん検診、子宮頸がん検診、骨粗しょう症検診です。

対象者	乳がん検診/30 歳以上の女性 子宮頸がん検診/20 歳以上の女性 骨粗しょう症検診/20 歳～70 歳の 5 歳ごとのふしめ年齢の女性
料金	自己負担あり (3)

特定保健指導

特定健診の結果から、内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣病の発症リスクが高い方に対し、生活習慣を見直すための保健指導を行います。

対象者	生活習慣の改善による病気の予防効果が 多く期待できる方
料金	無料

(1) 肝炎ウイルス検診は、市民税非課税世帯、生活保護世帯、5 歳ごとのふしめ年齢の方は無料（既に検査済の方は除く）。

(2) 特定健診、後期高齢等健診にあつては、市民税非課税世帯、生活保護世帯、千葉県後期高齢者医療制度加入者、40 歳の方は無料。

(3) 骨粗しょう症検診は、40 歳以上で、市民税非課税世帯、生活保護世帯の方は無料。がん検診は、ふしめ年齢の方は無料となる場合があります。

健康教室

生活習慣病を予防するための食生活管理や運動指導などを行います。

対象者	おおむね 65 歳未満の方
料金	無料

健康教育・健康相談

ふれあいセンターのほか、公民館教室や老人クラブ、高齢者サロンなどで、各種の健康教育を行います。また、ご自身の健康状態、食生活、介護予防その他について、保健師・管理栄養士等が相談に応じます。

対象者	希望者
料金	無料

訪問指導

生活習慣病などで療養中の方、閉じこもりがちな方、寝たきりの方を介護している家族など、保健指導が必要な方に対して、保健師・管理栄養士等が訪問し、疾病の予防、療養生活などについてのアドバイスを行います。

対象者	保健指導が必要な方、希望者
料金	無料

2. 介護予防

介護予防把握事業

生活機能が低下し、要支援・要介護になるおそれのある高齢者を早期に発見して介護予防活動につなげるため、フレイル質問票や健康相談等の実施により、総合的に把握し評価を行います。

対象者	65 歳以上の方
料金	無料

介護予防普及啓発事業

いつまでも健康でいられるよう、介護予防に対する意識を高めるため、保健師・管理栄養士のほか民間委託事業者や食育推進員等が様々な啓発活動を行います。

対象者	65 歳以上の方
料金	無料

地域介護予防活動支援事業

(生活支援・介護予防サポーターや健康推進員などの支援)

高齢者が地域で自立した日常生活を送ることができるよう、自発的に介護予防活動を行うボランティアなどの活動を支援します。

対象者	介護予防に関心のある方
料金	無料

地域リハビリテーション活動支援事業

高齢者の健康を保持するため、地域住民の通いの場などで、リハビリ専門職による実技指導や運動機能・認知機能の評価、助言を行います。

対象者	65 歳以上の方
料金	無料

3. 予防接種

子どもの定期予防接種 ※いずれも無料で受けられます。

●下表の予防接種は、接種時期になりましたら個別にお知らせします。

	対象疾病（ワクチン）	対象年齢	回数
定期 予防 接種	ロタウイルス感染症	ロタリックス（1価） 生後6週～24週未満	2回
		ロタテック（5価） 生後6週～32週未満	3回
	小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	1回～4回
	B型肝炎	1歳未満	3回
	BCG	1歳未満	1回
	五種混合 （ジフテリア・百日せき・破傷風・ 不活化ポリオ・ヒブ）	1期初回： 生後2か月～7歳6か月未満	3回
		1期追加： 生後2か月～7歳6か月未満	1回
	二種混合（ジフテリア・破傷風）	小学校6年生相当（11歳～13歳未満）	1回
	麻しん風しん混合	1期：1歳～2歳未満 2期：小学校就学前1年間	各1回
		※令和6年度に1期・2期の対象者であ って昨年度接種が受けられなかった方	
	水痘	1歳～3歳未満	2回
	日本脳炎	1期初回：生後6か月～7歳6か月未満	2回
		1期追加：生後6か月～7歳6か月未満	1回
		2期：9歳～13歳未満	1回
		特別措置：平成7年4月2日～平成19年 4月1日生まれで20歳未満の方	1期初回 2回 1期追加 1回 2期 1回
	ヒトパピローマウイルス感染症 （HPV）	小学6年生～高校1年生相当の女子	2回～3回
		※平成9年4月2日～平成21年4月1 日生まれの女性で、令和4年4月1日～ 令和7年3月31日までの間に1回以上 の接種を受け、未接種分がある方	1回～2回

高齢者の定期予防接種

	対象疾病（ワクチン）	対象年齢	回数
定期 予防 接種	インフルエンザ	①65 歳以上の方 ②接種日の年齢が 60 歳～64 歳以下の方で心臓、腎臓、呼吸器、免疫に重い障害（障害者手帳 1 級）のある方	1 回
	新型コロナ		
	高齢者用肺炎球菌 （23 価肺炎球菌ワクチン）	①65 歳の方 ②接種日の年齢が 60 歳～64 歳以下の方で心臓、腎臓、呼吸器、免疫に重い障害（障害者手帳 1 級）のある方 ※今までに肺炎球菌予防接種（23 価肺炎球菌ワクチン）を受けたことがない方に限ります。	1 回
	带状疱疹	①令和 7 年度中に 65、70、75、80、85、90、95、100 歳となる方 ②100 歳以上の方 ③接種日の年齢が 60 歳～64 歳以下の方で、免疫に重い障害（障害者手帳 1 級）のある方	1 回～2 回

※高齢者肺炎球菌については、接種にかかった費用のうち 1,500 円、带状疱疹については生ワクチンは 3,000 円（1 回）、組み換えワクチンは 6,000 円（2 回）を助成します（令和 7 年度助成額）。接種費用との差額は自己負担となります。秋冬に実施するインフルエンザ、新型コロナについては接種時期にお知らせします。

※助成には、市が発行する予診票を使用する必要があります。

成人男性の定期予防接種（風しんの追加的対策について）

- 風しんの発生及びまん延を予防するため、昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までに生まれた男性で、令和 6 年度末までにクーポン券を使用して風しんの抗体検査を受け、予防接種が必要となった方は無料で接種を受けることができます。詳しくはあらためてお知らせします。

任意予防接種

	対象疾病（ワクチン）	対象年齢	回数
任意 予防 接種	麻疹風しん混合または風しんのいずれか	20 歳～50 歳未満で、 ①妊娠を希望する女性 ②妊婦の夫	1 回

予防接種を受ける際の注意

- 医療機関での接種となります。あらかじめ接種を希望する医療機関に予約してください。
- ワクチンを受ける際は、接種間隔を守りましょう。
 - ・注射生ワクチン（※）から次の注射生ワクチンの接種を受けるまでは 27 日以上の間隔をおくこと。
 - ・同じワクチンの接種を複数回受ける場合は、ワクチンごとに決められた間隔を守ること。
- ※注射生ワクチンとは、麻疹風しん混合ワクチン、水痘ワクチン、BCG ワクチン等
- お子さんの予防接種を受ける際は、必ず母子健康手帳をお持ちください。健康な状態で受けましょう。
- 予診票を紛失した際は、必ず御連絡ください。

安心して子育てをしたい

子ども・子育て支援

子ども支援課 子ども支援係 【電話】04-7093-7113

健やかな子どもの成長や子育て中の生活を支援するさまざまなサービスをご利用いただけます。

1. 認定こども園

認定こども園

乳幼児期の教育及び保育の総合的な提供を行います。

保育料

保護者の市民税所得割の額に応じて、
保育料を決定します。

2. 地域子ども・子育て支援事業

一時預かり事業

急な用事など家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保育を行います。

実施施設	名称	利用時間等
公立 認定こども園	一時預かり (幼稚園型)	●利用時間 - 平日 7:30~18:30 (教育標準時間を除く) - 土曜日 7:30~13:00 - 長期休業日 7:30~18:30 ●負担金 1か月の利用累計時間1時間あたり100円 ●対象児童 公立認定こども園に在園する1号認定子ども ●利用の限度 1月あたり8日
認定こども園 OURS	一時預かり (一般型)	●利用時間 5:00~22:00 ●負担金(市民の場合) ①5:00~7:00, 19:00~22:00 1時間あたり300円 ②上記以外 1時間あたり100円 ●利用の限度 1月あたり8日

延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育を実施します。

実施施設	利用時間	利用料
公立 認定こども園	●保育短時間認定 - 平日 7:30~8:00, 16:00~18:30 - 土曜日 7:30~8:00, 12:00~13:00	●延長保育料 1時間あたり100円
認定こども園 OURS	通常利用時間外の5:00~22:00	●延長保育料 1時間あたり100円

地域子育て支援拠点事業（子育て支援室）

子育て中の家庭を対象に、親子で遊ぶ機会を提供して、育児不安の解消や親同士の交流と仲間づくりに対する支援を行うほか、保育教諭等の専門職に子育てに関する相談ができます。

【実施場所】各園子育て支援室

- 鴨川市立長狭認定こども園
鴨川市松尾寺 417 番地 TEL：7097-1502
- 鴨川市立江見認定こども園
鴨川市宮 1455 番地 TEL：7092-9330
- 鴨川市立天津小湊認定こども園
鴨川市天津 1208 番地 1 TEL：7094-0380
- 認定こども園 OURS
鴨川市広場 1726 番地 1 TEL：7099-0800

放課後児童クラブ(学童保育)

小学校の児童を対象に放課後帰宅しても両親等が仕事のため家庭で養育できない児童をお預かりします。

- 鴨川学童「ゆう・遊クラブ」 TEL：7092-3150
- 田原・西条学童クラブ TEL：7093-4585
- 長狭学童「ながさっこクラブ」
TEL：090-3043-5478
- 天津小湊学童クラブ TEL：080-7842-7991
- 江見学童クラブ TEL：080-7822-3556
- 学童クラブ OURS TEL：7096-5811

夜間養護（トワイライト）

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間、または休日に不在となることで、家庭で児童を養育することが困難となった場合や、その他の緊急の場合において、その児童を保護し、生活指導・食事の提供などを行います。

- 対象 小学校6年生まで
- 場所 認定こども園 OURS
- 負担金 1回 700 円（在園児・市民の場合）
- 利用の限度 原則 1 月あたり 8 回

短期入所生活援助（ショートステイ）

保護者の疾病や仕事などにより児童の養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れなどの身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を一時的に預かります。

- 対象 小学校6年生まで
- 場所 認定こども園 OURS
- 利用期間 原則として連続7日以内

給食費・物品購入費などの助成

保護者の世帯所得の状況などを勘案し、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品や文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入にかかる費用、または行事への参加に要する費用などを助成します。

- 対象 生活保護世帯及び市民税非課税世帯
- 助成内容
 - ・給食費（副食材料費）
月額 4,500 円を限度
 - ・給食費（主食費）
月額 4,500 円を限度
（1号認定、生活保護世帯のみ）
 - ・教材費や行事費など（給食費以外）
月額 2,500 円を限度（1号・2号・3号認定）

病児保育事業

小学6年生までを対象に、病気や病後の児童について、保護者が家庭で保育できない場合、看護師などが一時的に保育を実施します。

場所	亀田リハビリテーション病院内専用スペース
利用時間	休日を除く月曜日から土曜日の 7時45分～17時30分まで
利用期間	連続7日以内
負担金	1日当たり 1,200 円（市民の場合）

ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を行いたい方（提供会員）と育児の援助を受けたい方（依頼会員）に会員登録していただき、会員相互の援助活動を支援します。

- 提供会員 20歳以上で心身ともに健康な市内に居住する方
- 依頼会員 生後6か月以上小学校6年生以下の児童を養育している方
- 援助活動実施時間 午前6時から午後10時までの間で援助が必要な時間
- 援助活動実施場所 提供会員の自宅
- 報酬等
 - ・月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）の午前7時から午後7時 1時間当たり700円
 - ・上記の日時以外 1時間当たり900円

3. その他の事業

児童手当

高校生年代（18歳以降の最初の3月31日まで）の子どもを養育している方に次の金額が支給されます。所得制限はありません。

支給額

3歳未満	第1子・第2子	15,000円(月額)
	第3子以降	30,000円(月額)
3歳以上～高校生年代	第1子・第2子	10,000円(月額)
	第3子以降	30,000円(月額)

児童扶養手当

母子世帯、父子世帯及びこれに準じる世帯の方が対象です。所得制限があります。

手当額

児童1人	11,010～46,690円(月額)
児童2人以降	16,530～57,720円(月額)

※上記金額は変更になる場合があります。

子ども医療費助成事業

市内に住所のある高校3年生までのお子さんは、「子ども医療費助成受給券」を保険証と一緒に医療機関へ提示することにより、保険診療による通院・入院・調剤にかかる医療費の自己負担額が無料となります。

障害児親子通所支援センター（マザーズホーム）

就学前の発達に不安やつまずきのあるお子さんや保護者に対して、通所により特性に応じた適切な指導を行います。

ひとり親家庭等医療費等助成事業

ひとり親家庭等の母もしくは父または養育者とそのひとり親等に養育されているお子さん（18歳以降の最初の3月31日まで）について、病院等に支払った保険診療による自己負担分から、一部負担額を控除した額を助成します。所得制限があります。

子育て世帯応援事業

子育て世帯を応援するため、2歳未満のお子さんのご両親（鴨川市民として出生届けを提出されたご両親または、2歳未満のお子さんと一緒に鴨川市に転入されたご両親）が所定の手続きをした場合に、お子さんが2歳に到達するまでの期間の鴨川シーワールド無料パスポート引換券をご両親にお渡しします。

母子家庭及び父子家庭等自立支援事業

①自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の指定教育訓練講座等を受講し修了した場合、経費の60%（12,001円以上で200,000円を上限）を支給します。

②高等職業訓練促進給付金等

修業期間中の生活費の負担軽減のために高等職業訓練促進給付金を支給（48か月上限）し、卒業後には一時金を支給します。

●対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、歯科衛生士、理学療法士等

高等職業訓練促進給付金支給額

市民税非課税世帯の方	140,000円（月額）
それ以外の方	70,500円（月額）

高等職業訓練修了支援給付金支給額

市民税非課税世帯の方	50,000円
それ以外の方	25,000円

子ども家庭センター

【電話】04-7093-7151

子ども家庭センターは、母子保健・児童福祉の連携強化の一層の推進とともに、新たな子ども・子育て支援の拠点として、母子健康手帳の交付、乳幼児健康診査、出産子育て応援事業などの母子保健業務、家庭児童相談、養育支援訪問事業、母子父子寡婦福祉資金貸付金などの児童福祉業務を一体的に行っています。

18歳までのお子さんの子育てに関する様々な問題や悩みなど、1人で抱えず、遠慮なく相談してください。

1. 母子保健

妊娠したら

母子健康手帳の交付

妊娠の届出と同時に交付します。妊娠・出産の経過やお子さんの大切な成長記録となります。

対象者	妊娠した方
費用	無料

妊婦乳児一般健康診査

母子健康手帳と一緒に交付される受診票（母子健康手帳別冊）により、妊婦健康診査費用の一部を助成します。安心・安全な出産を迎えるため、定期的に受診しましょう。

対象者	妊娠した方 （母子健康手帳の交付を受けた方）
費用	自己負担あり

妊婦支援給付金

すべての妊婦さんに安心して出産・子育てしてもらうため、給付金を支給します。

【妊婦給付認定申請時期】

1 回目 医療機関で医師が妊娠を確認した後から

2 回目 出産予定日の 8 週間前の日から

対象者	申請時に鴨川市に住民登録がある妊婦で、妊婦給付認定を受けた方。 ※医師による妊娠の確認が必要。 (流産・死産等の場合を含みます)
給付金額	1 回目：5 万円 2 回目：妊娠していることものの人数 ×5 万円

パパママ学級

安心して健やかな出産・育児ができるよう、妊娠中の過ごし方や母乳育児の学習、妊娠中の栄養、妊婦体操、補助動作、沐浴実習などを行います。お友だちづくりの場としてもご活用ください。

対象者	妊娠した方とその家族
費用	無料

妊婦等包括相談支援事業

妊娠や出産後の不安や心配事のある方に、保健師・助産師・管理栄養士等が相談に応じます。

対象者	妊産婦とその家族
費用	無料

子どもが生まれたら**新生児聴覚スクリーニング検査**

母子健康手帳と一緒に交付される受診票（母子健康手帳別冊）により、新生児聴覚スクリーニング検査費用の一部を助成します。

対象者	生後 50 日以内の赤ちゃん
費用	自己負担あり

乳幼児健康診査

個別健康診査：千葉県内の契約医療機関で受ける乳児健診の費用 2 回分（3～6 か月、9～11 か月の間に各 1 回）を全額助成します。

集団健康診査：ふれあいセンターを会場に、乳児健康診査（6 か月～7 か月児）、1 歳 6 か月児健康診査（1 歳 6 か月～1 歳 7 か月児）、3 歳児健康診査（3 歳 6 か月～3 歳 7 か月児）を行います。【無料】
該当する方には個別にお知らせします。

幼児歯科健康診査及びフッ化物歯面塗布

市内歯科医院で受けられる受診票 2 回分を、1 歳 6 か月健診の当日に健診会場で詳細とあわせてお渡しします。該当する方には個別にお知らせします。

受診票	① 2 歳から 2 歳 3 か月まで
有効期限	② 2 歳 6 か月から 2 歳 9 か月まで
費用	無料

育児相談

育児や離乳食などの相談に、保健師・管理栄養士等が応じます。また、お子さんの成長・発達で心配のある方や、乳幼児健診などで再検査や経過観察が必要とされた方に対し、個別相談を行います。

対象者	妊産婦、乳幼児
費用	無料

訪問指導

新生児訪問や乳児家庭の全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問事業）のほか、必要に応じて保健師・管理栄養士等がご家庭に伺い、出産後の過ごし方や育児に関する相談に応じます。

対象者	妊産婦、乳幼児
費用	無料

産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援します。

対象者	出産後1年以内の女子（産婦）及びその乳幼児
費用	詳細は市ホームページをご覧ください

2. 相談・訪問事業

養育支援訪問事業

子育てに強い不安や孤立感を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師などがその居宅を訪問し、養育に関する相談援助を行います。

家庭児童相談

子どもが心身ともに健やかに育つように、家庭相談員があらゆる相談に応じ、そのお子さんに適したアドバイスを行います。

3. その他の事業

母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付

20歳未満のお子さんを養育している母子家庭又は父子家庭の経済的負担を軽減するため、下記の福祉資金を貸し付けします。

- 事業開始資金
- 就学支度資金
- 修学資金
- 医療介護資金
- 修業資金
- 生活資金
- 住宅資金
- 転宅資金 など

障害をお持ちの方のために

障害者福祉サービス

福祉課 障害福祉係 【電話】04-7093-7112

障害があっても安心して暮らせるようさまざまな支援サービスを用意しています

1. 手帳の交付

身体障害者手帳の交付

上肢・下肢・体幹・目・耳・言語・心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこうまたは直腸・小腸等に障害があるため日常生活に著しく制限を受けている方が、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に千葉県から交付されます。

申請
方法

所定の身体障害者診断書を指定医に作成してもらい、写真1枚（4cm×3cm）を持参のうえ、福祉課へ申請してください。

療育手帳の交付

知的障害者(児)に対し相談を行うとともに、各種の援助を受けやすくするために交付されます。知的機能の障害が、概ね18歳までにあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもので児童相談所・中央障害者センターにおいて知的障害と判定された方に千葉県から交付されます。

申請
方法

写真1枚（4cm×3cm）を持参のうえ、福祉課へ申請してください。18歳以上の方は福祉課で面接を行います。

精神障害者保健福祉手帳の交付

一定の精神障害の状態にあることを証する手段となり、各方面の協力を得て各種の支援策を講じやすくするものです。精神疾患(機能障害)の状態とそれに伴う生活能力障害の状態の両面から総合的に判定し、都道府県が認定した方に交付されます。

申請
方法

医師の診断書（精神障害者保健福祉手帳用）または精神障害を事由とする「年金証書の写し」、写真1枚（4cm×3cm）を持参のうえ、福祉課へ申請してください。

2. 手当の支給

特別障害者手当（障害児福祉手当）

身体または精神に重度の障害（重複した障害）があるために、常時介護を必要とする在宅障害者（児）に手当を支給します。所得制限があります。

対象

特別障害者手当（20歳以上の障害者）
障害児福祉手当（20歳未満の障害児）

ねたきり身体障害者及び在宅重度知的障害者福祉手当

ねたきり身体障害者、在宅重度知的障害者の方または介護している方に手当を支給します。

特別児童扶養手当

家庭で監護されている障害のある児童（20 歳未満）の父母、または養育者が対象です。所得制限があります。

3. 助成制度

心身障害者扶養年金

障害者(児)の保護者が生存中毎月一定の掛金を納付することにより、万一保護者が死亡された場合などに、残された障害者(児)に対し生涯にわたって年金が支給される制度です。

年金 月額	－□ 20,000 円（二□が限度）
----------	--------------------

重度心身障害者(児)医療費助成

手帳交付日を基準に、65 歳未満の重度心身障害者(児)が保険診療を受けた場合、医療費の一部を助成します。

福祉タクシー助成

重度心身障害者(児)等が指定された市内のタクシーを利用した場合、交付を受けた利用券により、助成が受けられます。

利用	1 回につき 630 円 月 2 枚 年間 24 枚まで ※腎臓機能障害で人工透析を受けている人は年間 48 枚まで
----	--

有料道路通行料金の割引

身体障害者本人及びその介護者が障害者本人と同乗し、有料道路を利用する場合、通行料金が 50%割引になります。ETC も割引の対象となります。

自動車税（種別割・環境性能割）の減免

障害者本人または生計を一にしている家族が、障害者(児)のために使用する自動車 1 台が対象となります。減免対象範囲の障害の程度に該当する方が対象となります。

税の控除・減免

手帳を提示する事で控除が受けられます。地方税は市役所で、その他は税務署で受けられます。

NHK 放送受信料の減免

半額免除：視覚・聴覚、重度の障害者が世帯主で受信契約者の場合
全額免除：市民税非課税世帯

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

難聴児の健全な言語の習得を支援するため、身体障害者手帳の交付を受けることができない軽度又は中等度の難聴児に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

4. 障害福祉サービス（障害者を対象としたサービスについて）

障害者総合支援法に基づき、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）・難病等）にかかわらず全国共通の仕組みで行われる「自立支援給付」と、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう市が実施主体となる「地域生活支援事業」で構成されています。一部サービスは障害児も対象になります。

自立支援給付

介護給付

- 居宅介護（ホームヘルプ） [者・児]
- 重度訪問介護 [者]
- 同行援護 [者・児]
- 行動援護 [者・児]
- 重度障害者等包括支援 [者・児]
- 短期入所（ショートステイ） [者・児]
- 療養介護 [者]
- 生活介護（デイサービス） [者]
- 施設入所支援 [者]

訓練等給付

- 自立訓練（機能訓練、生活訓練） [者]
- 就労移行支援 [者]
- 就労継続支援（雇用型、非雇用型） [者]
- 就労定着支援 [者]
- 自立生活援助 [者]
- 共同生活援助（グループホーム） [者]

相談支援

- 計画相談支援 [者・児]
- 地域相談支援
（地域移行支援、地域定着支援） [者]

自立支援医療

- 更生医療
- 育成医療
- 精神通院医療（実施主体は県）

補装具

地域生活支援事業

1. 相談支援事業
（成年後見制度利用支援事業を含む）
2. 意思疎通支援事業（手話通訳者派遣）
3. 移動支援事業
4. 日常生活用具給付等事業
（ストマ装具、住宅改修を含む）
5. 地域活動支援センター
6. その他の事業
 - 訪問入浴サービス事業
 - 声の広報発行事業
 - 身体障害者自動車改造助成
 - 身体障害者運転免許取得助成
 - 日中一時支援事業

自立支援給付

障害のある方が、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、必要なサービスの給付を、全国共通の仕組みで行います。

■介護給付・訓練等給付・相談支援

【対象者】

- ・身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者
※身体障害者手帳を除き、手帳を持っていなくても、他の書類の確認で対象となる場合があります。
- ・一部サービスは、障害児も対象になります。

【利用者負担額】

- ・原則 1 割負担です。ただし、所得に応じて 4 区分の負担上限月額が設定されています。

・介護給付

障害に起因する、日常生活上、継続的に必要な介護支援を居宅や施設で行います。

・訓練等給付

障害のある方が、地域で生活を行うために、一定期間の中での訓練的支援や就労に関する支援などを行います。

・相談支援

介護給付・訓練等給付または障害児通所支援の利用に係る計画の作成等の計画相談支援と地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）があります。

申請の流れ

①相談⇒②申請(アセスメント)⇒③相談支援事業所を探す・計画書提出⇒④審査・判定⇒⑤支給決定（受給者証交付）

■自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。自己負担は 1 割となります。内容及び対象となる方は次のとおりです。

・更生医療

身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方（18 歳以上）

・育成医療

身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる児童（18 歳未満）

・精神通院医療

（実施主体は県）

精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する方

■補装具

身体障害者(児)に対し、職業や日常生活の向上を図るため、車いす等の補装具の交付及び修理を行います。

自己負担	原則 1 割（所得により負担上限額を設定）
主なもの	義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、重度障害者用意思伝達装置 など

地域生活支援事業 市が実施主体となり、地域の特性に沿った事業を行います。

1 相談支援事業

障害者や障害児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

また、障害者等に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連携、権利擁護のための援助を行います。

2 意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業）

聴覚・言語・音声等の障害のため、意志伝達に支援が必要な障害者に対して、手話通訳者等を派遣する事業を行います。

3 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。通勤、通学、定期的な通院には利用できません。

自己負担	1割負担
------	------

4 日常生活用具給付等事業

自立した日常生活を支援する用具の給付等を行います。

自己負担	1割負担
主な品目	ストマ装具、紙おむつ、特殊寝台、特殊マット、入浴担架、体位変換器、訓練用ベッド、透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、T字状・棒状のつえ等他

5 地域活動支援センター

就労等が困難な在宅の障害者等に対し、通所により簡単な作業を実施し日中の居場所や相談できる機会を提供し、社会交流を支援します。

6 その他の事業

●訪問入浴サービス事業

重度の身体障害者で65歳未満の方に、入浴車を自宅まで派遣して入浴サービスを行います。

自己負担	利用料の1割
------	--------

●身体障害者自動車改造助成

身体障害者のうち、重度の肢体不自由者が自ら運転する自動車を改造した費用の一部を助成します。

助成額	10万円を限度とする
-----	------------

●身体障害者運転免許取得助成

身体障害者が免許の取得に要した費用の一部を助成します。

助成額	10万円を限度とする
-----	------------

●日中一時支援事業

障害者(児)の日中の活動する場を確保し、障害者(児)の家族の就労や一時的な休息を可能にすることで、障害者(児)の地域生活を支援します。

自己負担	利用料の1割
------	--------

●声の広報発行事業

視覚障害者の方に、市の広報誌「広報かもがわ」の録音CDを郵送にて貸し出します。

5. 障害児通所支援（障害児を対象としたサービスについて）

児童福祉法に基づき、県における「障害児入所支援」と、市における「障害児通所支援」があります。また、一部、障害者総合支援法に基づくサービスを利用することも可能です。

障害児通所支援

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援

※県における「障害児入所支援」の申請先は、管轄の児童相談所です

障害児通所支援

主に事業所などへの通所によって行われる支援です。
サービス別に対象者要件があります。

【対象者】	・ 身体障害児、知的障害児、精神障害児、難病等対象児 ※身体障害者手帳を除き、手帳を持っていなくても、他の書類の確認で対象となる場合があります。
【利用者負担額】	・ 原則1割負担です。ただし、所得に応じて4区分の負担上限月額が設定されています ・ 同一月に自立支援給付サービスを併せて利用し、それぞれの利用者負担の合計額が負担上限月額を超えた場合、その超えた額を給付する制度があります。
・ 児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。（未就学児）
・ 医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。（未就学児）
・ 放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。（就学児）
・ 居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
・ 保育所等訪問支援	保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

申請の流れ

①相談⇒ ②申請(アセスメント)⇒ ③相談支援事業所を探す・計画書提出⇒④支給決定（受給者証交付）

おとしよりや家族を支えるために

高齢者福祉サービス

福祉課 地域ささえあい係 【電話】04-7093-7112

健康推進課 福祉総合相談センター 【電話】04-7093-1200

生活支援が必要な高齢者や家族の方々に、次のようなサービスを提供しています。

● 高齢者福祉サービス 福祉課 地域ささえあい係 【電話】04-7093-7112

緊急通報システムの設置

急病や発作などが心配な方に、ボタンを押すだけですぐに受信センターに連絡されるシステム（ペンダント型無線発信機や家庭用端末機）を設置します。

受信センターでは、利用者の状態を確認して、急病などの緊急時には、救急車の出動要請や医療機関、家族などへ連絡通報します。

対象者	65 歳以上のひとり暮らし高齢者など
料 金	無料（設置工事費及びリース料） 毎月 300 円＋税（駆けつけサービス利用者）

ひとり暮らし高齢者世帯等の安否確認

高齢者世帯等の孤立化を防ぎ、必要に応じて適切な対応が図れるよう、訪問協力員による定期的な安否確認を実施します。

対象者	65 歳以上のひとり暮らし高齢者など
料 金	無料

養護老人ホーム入所

家庭環境などの事情によって、自宅での生活が困難な方が入所できる施設です。

食事や入浴などの日常生活上のお世話やレクリエーションなども行われます。

入所の申請手続きには、所定の申請書、戸籍関係書類、健康診断書などが必要となります。

対象者	65 歳以上の方
料 金	入所者本人の前年の収入、扶養義務者の前年の課税状況に応じ、費用負担あり

●高年齢福祉サービス 健康推進課 福祉総合相談センター 【電話】04-7093-1200

ひまわり配食サービス

食事の調理が困難な高齢者の方などに、栄養バランスのとれた夕食をお届けしながら、ご本人の安否確認を行います。

配食サービスは、心身の状況や生活環境などについてお話を伺ったうえで、ご本人に最もあった食事の提供と、アドバイスを行います。

対象者	65 歳以上のひとり暮らしの方 65 歳以上の高齢者世帯 心身障害者のみの世帯
料 金	主食・副菜・汁物：1 食 450 円 副菜のみ：1 食 300 円
利用回数	原則：週 1 回～5 回 (夕食を月曜日～金曜日までの間で提供します)

認知症高齢者の方や家族を支えるために 健康推進課 福祉総合相談センター
【電話】04-7093-1200

認知症サポーター養成事業

認知症高齢者が地域で安心した暮らしを送れるように、地域みんなで支える社会づくりを目的として、認知症高齢者への理解や対応について学ぶための認知症サポーター養成講座を開催しています。

対象者	市民全般、地域団体、福祉関係者、ボランティアなど
料 金	無料

認知症家族介護支援事業
(認知症高齢者家族のつどいの開催)

認知症高齢者について、健やかな在宅介護が続けられるよう、認知症高齢者を介護する家族の方の意見交換や、介護ストレスの軽減を図るための交流、情報交換をする交流会を開催します。

対象者	認知症高齢者を介護している家族
料 金	無料

認知症高齢者等見守りシール交付事業

徘徊のおそれがある認知症高齢者等の衣類、靴、持ち物にQRコードが印字されたシールを貼付し、徘徊時発見者がQRコードを読み取ると、個人情報を開示することなく、当該認知症高齢者等の家族等に発見場所、安否情報等を通信することができ、早期発見、保護が円滑に行われます。

対象者	在宅生活で、認知症と診断されている方
料 金	無料

認知症初期集中支援推進事業

ご自宅で生活している方で①認知症疾患の診断を受けていない方②医療、介護サービスを利用していない方、または中断している方③認知症状にどのように対応していいかお困りの方に対し、認知症の知識をもつ専門職等で、家庭訪問などによる相談を行いながら、生活の困りごとなどが解決できるように、集中的に支援を行います。

レクリエーションや団体活動の場として

健康推進課 管理係

【電話】04-7093-7111

鴨川市福祉センター

高齢者同士がお互いに親睦を図る場として、また、教養の向上、レクリエーションや介護予防教室などの場として、利用できます。

また、福祉団体やボランティアのみなさんの活動のために、地域ぐるみ福祉推進活動の場として、集会室や研修室などの場を提供します。

対象者	60歳以上の方(団体)、福祉団体、ボランティアの方(団体)など
主な施設	教養娯楽室(大広間)、機能回復訓練室、会議室、研修室、ボランティア室、温泉入浴室
利用時間	午前9時00分～午後4時00分 ※入浴施設の利用時間は、 午前10時00分～午後2時00分 水・土・日曜日、国民の祝日は休み
休館日	土・日曜日、国民の祝日 年末年始(12月29日～1月3日)

所在地 鴨川市八色 866

電 話 7093-7500

予約先 健康推進課 TEL: 7093-7111

天津小湊保健福祉センター

健康相談や健康教室、介護予防活動を行うほか、地域のみなさんの教養の向上やレクリエーションなど地域福祉活動を行うことができる施設です。

対象者	保健福祉活動を目的とする市民の方や福祉団体、ボランティアの方(団体)など
主な施設	集団指導室、会議室、栄養指導室、研修室、相談室など
利用時間	午前9時00分～午後5時00分
休館日	土・日曜日、国民の祝日 年末年始(12月29日～1月3日)

所在地 鴨川市天津 163-1

電 話 7094-2771

予約先 健康推進課 TEL: 7093-7111

鴨川市江見老人憩の家

高齢者同士がお互いに親睦を図る場として、また、教養の向上、レクリエーションなどの場として利用できます。

対象者	60歳以上の方(団体)
主な施設	集会室、談話室、温泉入浴室
利用時間	午前9時00分～午後4時00分 ※入浴施設の利用時間は、 午前10時00分～午後2時00分 水・土・日曜日、国民の祝日は休み
休館日	土・日曜日、国民の祝日 年末年始(12月29日～1月3日)

所在地 鴨川市宮 478-1

電 話 7092-9153

予約先 健康推進課 TEL: 7093-7111

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各施設の利用できる内容や時間等が変わっている場合がありますので、ご利用の際は各予約先(健康推進課)へ事前にご連絡ください。

生きがいづくりのために

福祉課 地域ささえあい係 【電話】04-7093-7112

シルバー人材センター

対象者 おおむね 60 歳以上の方

シルバー人材センターは、豊かな経験、知識、能力を活かした臨時的・短期的な仕事を、官公庁や民間事業所、家庭から引き受ける団体です。就業機会や生きがいづくりの場として、会員登録（入会申込み）ができ、会員となった方はさまざまな仕事を引き受けています。

所在地 鴨川市福祉センター内（八色 866）

電 話 7093-0124

①会員登録（入会手続き）

会員になるための特別な資格や、難しい手続きはいりません。

※会員登録に必要なもの

入会申込書、年会費(2,000 円)

※会員として行う仕事は、下記②のとおりです。

②こんな仕事を引き受けます

草刈り、草取り、賞状書き、宛名書き、襖・障子の張替え、屋内外塗装、植木の手入れ、大工、左官、荷物の運搬、刃物研ぎ

※このほかの仕事についてもご相談ください。

老人クラブ

対象者 おおむね 60 歳以上の方

豊かな経験を活かし、生きがいを高めるとともに、健康、友愛、奉仕の精神のもとに地域福祉活動、研修、教養の向上、社会奉仕活動などの地域社会づくりを推進するための活動をしています。

鴨川市老人クラブ連合会には、14の単位クラブ、約 500 名が加入しています。

所在地 鴨川市ふれあいセンター内（八色 887-1） 福祉課 電話 7093-7112

申 込 加入申し込みは、地域の老人クラブへ

その他の福祉制度

福祉課 地域ささえあい係 【電話】04-7093-7112

民生委員・児童委員、主任児童委員による地域福祉活動

民生委員法・児童福祉法により厚生労働大臣と千葉県知事から委嘱を受け、設置されています。任期は 3 年です。民生委員・児童委員(定数 70 人)と、児童福祉を専門的に担当する主任児童委員(定数 8 人)が、担当地区内で福祉の相談、調査、助言、情報提供等を行っています。生活上何かお困りのことがありましたら、お住まいの地区の担当委員にご相談ください。委員は、法律により守秘義務が課せられています。担当委員のお問い合わせは、地域ささえあい係へ。

日本赤十字社による災害救援物資の配分、献血運動等

日本赤十字社千葉県支部鴨川市地区では、人道的任務を達成することを目的に、火災や自然災害による被災者に救援物資・見舞金の支給、義援金・救援金等の受付、献血運動、救急法の講習の他に、「赤十字運動月間」に市内の区・町内会・法人を中心に活動資金のお願い等を行っています。

戦没者遺族及び戦傷病者等への援護

市では、戦没者の遺族や戦傷病者に対して、各種法律に基づく受付業務を行っています。戦没者等の遺族に対して特別弔慰金の請求や戦没者の妻、父母、戦傷病者の妻に対して特別給付金の請求を受け付けしています。

いつまでも安心して暮らしたい

介護保険制度

健康推進課 介護保険係 【電話】04-7093-7111

介護保険は私たちが住む鴨川市が運営しています。

40 歳以上の方みんなが加入して、老後の安心を社会全体で支えあう身近な制度です。

加入者（被保険者）は 2 つに分かれます

●40 歳から 64 歳の方は

「第 2 号被保険者」



介護サービスを利用できるのは

介護保険で対象となる病気（特定疾病）により
介護が必要であると認定された方

（特定疾病以外、たとえば交通事故などが原因で介護が必要になった場合は、介護保険の対象になりません。）

特定疾病について

- | | | |
|--------------|------------------|--------------|
| ①筋萎縮性側索硬化症 | ⑦脊柱管狭窄症 | ⑫閉塞性動脈硬化症 |
| ②後縦靱帯骨化症 | ⑧早老症 | ⑬関節リウマチ |
| ③骨折を伴う骨粗しょう症 | ⑨糖尿病性腎症、 | ⑭慢性閉塞性肺疾患 |
| ④多系統萎縮症 | 糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障害 | ⑮両側の膝関節又は股関節 |
| ⑤初老期における認知症 | ⑩脳血管疾患 | に著しい変形を伴う変形 |
| ⑥脊髄小脳変性症 | ⑪パーキンソン病関連疾患 | 性関節症 |
| | | ⑯末期がん |

●65 歳以上の方は

「第 1 号被保険者」



介護サービスを利用できるのは

介護保険が必要であると認定された方

（どんな病気やけががもとで、
介護が必要となったかは問われません。）

鴨川市（保険者）の主な仕事は …

- 介護保険制度を運営し、介護サービスを整備します。
- 保険料を徴収し、被保険者証を交付します。
- 要介護認定を行います。
- 保険給付を行います。

介護保険料の決め方

1 40 歳から 64 歳までの方（第 2 号被保険者）

●医療保険ごとに保険料を納めていただきます

保険料の額は、それぞれ加入されている医療保険の算定方法によって決定され、医療保険に上乗せして納付していただきますので、個別に納める必要はありません。

職場の医療保険に
加入している方

決め方

介護保険料は各医療保険ごとに設定される、介護保険料率と給与に応じて決定されます。

納め方

医療分、支援分と介護分をあわせて、給与から天引きされます。

国民健康保険に
加入している方

決め方

介護保険料は所得割・均等割によって決定されます。保険料と同額の国からの負担があります。

納め方

医療分と介護分をあわせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。

2 65 歳以上の方（第 1 号被保険者）

●鴨川市の介護保険料基準額は、年額 78,000 円（令和 6～令和 8 年度）です

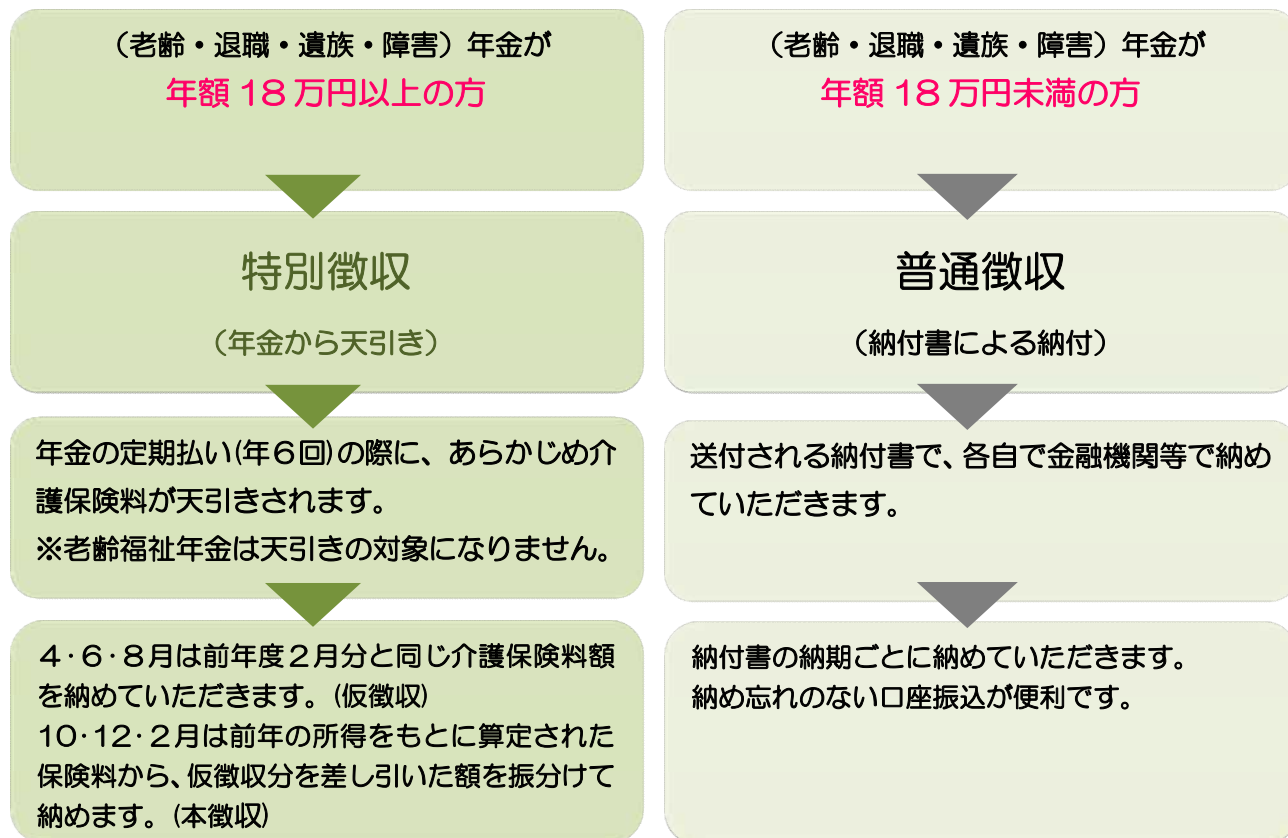
保険料の基準額は、介護サービスの保険給付にかかる費用の約 23% を、65 歳以上の方の人数で割り、月額にしたものです。保険料の額は、所得に応じて第 1 段階～第 13 段階のいずれかに決定されます。

所得段階	対象となる方	保険料率	年額
第 1 段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80.9 万円以下の方	年基準額×0.455 (軽減後保険料)	35,490 円 (22,230 円)
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80.9 万円超 120 万円以下の方	年基準額×0.685 (軽減後保険料)	53,430 円 (37,830 円)
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超の方	年基準額×0.69 (軽減後保険料)	53,820 円 (53,430 円)
第 4 段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80.9 万円以下の方	年基準額×0.9	70,200 円
第 5 段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80.9 万円超の方	年基準額×1.0	78,000 円
第 6 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	年基準額×1.2	93,600 円
第 7 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	年基準額×1.3	101,400 円
第 8 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	年基準額×1.5	117,000 円
第 9 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	年基準額×1.7	132,600 円
第 10 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	年基準額×1.9	148,200 円
第 11 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	年基準額×2.1	163,800 円
第 12 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	年基準額×2.3	179,400 円
第 13 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 720 万円以上の方	年基準額×2.4	187,200 円

※第 1 号保険料軽減強化対策により、第 1 段階から第 3 段階までの方は、保険料が軽減されています。

介護保険料の納め方

保険料は、原則として年金から天引きされますが、振込まれている年金額によって、2つの納め方があります。



保険料を納めないでいると次のような措置がとられます。

1 年以上滞納した場合	サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければなりません。(9 割、8 割または 7 割相当分は後で市から払い戻されます)
1 年 6 か月以上滞納した場合	市から払い戻されるはずの給付費 (9 割、8 割または 7 割相当分) の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。 なお、滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。
2 年以上滞納した場合	介護保険料の未納期間に応じて、本来 1 割、2 割または 3 割である自己負担が 3 割または 4 割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなる場合があります。

介護保険サービスを利用したいときは、

まず「申請」をして「認定」を受けましょう。

① 申請する

申請窓口は…

●健康推進課介護保険係
(ふれあいセンター内)●福祉総合相談センター（地域包括支援センター）
●支所・出張所

② 要介護認定

●訪問調査 ●1次判定 ●医師の意見書

介護認定審査会

●2次判定

③ 認定結果通知 …申請から原則 30 日以内に認定結果が届きます。

認 定

認定された方は「要支援1・2」
「要介護1～5」の7段階に分かれます

非該当（自立）

地域支援事業サービスを利用することができ
ます。

④ ケアプラン作成

- ・「要支援1・2」の方は「介護予防・生活支援サービス」が利用できます。
- ・「要介護1～5」の方は「介護サービス（居宅サービスまたは施設サービス）」が利用できます。
- ・専門職と相談しながら、ケアプランを作成し、サービスを利用します。

費用の支払い

サービスを利用した場合、原則かかった費用の1割、2割または3割を支払います。

●介護サービスの居宅サービス・介護予防サービスは、要介護度ごとに利用できる限度額が決められています。（下表）限度額の範囲内でサービスを利用したときは、1割、2割または3割が自己負担です。

●施設サービスを利用したときは、施設サービス費の1割、2割または3割のほか、居住費・食費・日常生活費の合計が自己負担となります。

■サービスの利用限度額（1か月）■

要介護状態区分	支給限度額	限度額に含まれないサービス
要支援1	5万320円	●特定福祉用具購入費 年間10万円まで 自己負担は、かかった費用の1割、2割または3割
要支援2	10万5,310円	
要介護1	16万7,650円	●居宅介護住宅改修費 原則1回20万円まで 自己負担は、かかった費用の1割、2割または3割
要介護2	19万7,050円	
要介護3	27万480円	●居宅療養管理指導費 介護支援専門員へご相談ください。
要介護4	30万9,380円	
要介護5	36万2,170円	

介護サービスの種類

自立を助け、状態の悪化を予防するためのさまざまなサービスが用意されています。
これらのサービスの中から、希望に合うものを選び組み合わせて利用できます。

居宅サービス		在宅で利用するサービスを中心に、「施設に通う」「短期間施設に入所する」 など、さまざまな種類のサービスがあります。	
		要支援１・２の方 (介護予防サービス)	要介護１～５の方 (介護サービス)
ケアプラン (介護予防プラン) の作成・相談		福祉総合相談センター(地域包括支援センター)の職員が中心となって、介護予防プランを作成するほか、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援します。	居宅介護支援事業所のケアマネジャー(介護支援専門員)がケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。
訪問を受けて利用するサービス	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	介護予防・生活支援サービス事業 (P36 参照) ホームヘルパーが自宅を訪問し、利用者が自分でできることが増えるように食事などの支援を行います。	ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事や入浴など身の回りのお世話や、調理、洗濯などを行います。 通院などを目的とした、乗降介助(介護タクシー)も利用できます。
	訪問入浴介護	自宅に浴室がない場合や、感染症などの理由から施設での入浴が困難な場合などに限定して、介護士などが家庭を訪問し、入浴の介助を行います。	介護士と看護師が自宅を訪問し、浴槽を提供して、入浴介護を行います。
	訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、利用者が自分でできる体操やリハビリテーションなどを指導します。	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。
	訪問看護	看護師が自宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上のお世話や診療の補助を行います。	看護師が自宅を訪問して、療養上のお世話や診療の補助を行います。
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
施設に通って利用するサービス	通所介護 (デイサービス)	介護予防・生活支援サービス事業 (P36 参照) デイサービスセンターなどで、食事、入浴など日常生活の支援や、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどが日帰りで受けられます。	デイサービスセンターなどで、食事、入浴など日常生活の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。 共通のサービスに加えて、個別機能訓練や栄養マネジメントなどのサービスを選択して利用できます。
	通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設などで、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などを日帰りで受けられます。 共通のサービスに加えて、運動器の機能向上や栄養改善などのサービスを選択して利用できます。	介護老人保健施設などで、生活機能の維持向上のための機能訓練などを日帰りで受けられます。 共通のサービスに加えて、栄養マネジメントなどのサービスを選択して利用できます。

居宅サービスのつづき

		要支援１・２の方 (介護予防サービス)	要介護１～５の方 (介護サービス)
短期入所施設に泊まる	短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴などや、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。	介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。
	短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。	介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。
施設に入って	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどで、食事、入浴などや生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。	有料老人ホームなどで、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。
環境を整える	福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための次の 13 種類の福祉用具を貸与します。 ●車いす ●スロープ ●車いす付属品 (工事を伴わないもの) ●特殊寝台 ●歩行器 ●特殊寝台付属品 ●歩行補助杖 ●床ずれ防止用具 ●認知症老人徘徊感知器 ●体位変換器 ●移動用リフト ●手すり (つり具を除く) (工事を伴わないもの) ●自動排泄処理装置	
	福祉用具購入	入浴や排泄などに使用する福祉用具の購入費を支給します。 ●腰掛便座 ●排泄予測支援機器 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具の部分 ●自動排泄処理装置の交換部品	
	住宅改修	生活環境を整えるための小規模な改修に対して、要介護状態区分に関係なく上限 20 万円まで改修費が支給されます。 支給の対象は次の 5 種類です。 支給の対象となる工事 ●手すりの取付け ●段差や傾斜の解消 ●滑りの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更 ●引き戸等への扉の取替え ●洋式便座等への便器の取替え (その他これらの各工事に付帯して必要な工事も含みます)	

※要支援１・２の方、要介護１の方は、利用できる品目が次の 4 種類に限られます。

- 手すり (工事を伴わないもの)
- スロープ (工事を伴わないもの)
- 歩行器
- 歩行補助杖

自動排泄処理装置は、要介護 4・5 の方のみ利用できます。

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりません。

※貸与又は購入の選択制の対象となりました。

- 固定用スロープ
- 歩行器 (歩行車を除く)
- 単点杖 (松葉杖を除く)
- 多点杖

※改修の前後に申請が必要です。

施設サービス	
施設サービスは、どのような介護が必要かによって3つのタイプに分かれます。このなかから入所する施設を選び、利用者が直接申し込みます。	
サービスの種類	サービスの内容
生活介護が中心の施設 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事、入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。
介護やリハビリが中心の施設 介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリが受けられます。
長期療養の機能を備えた施設 介護医療院	主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護（日常生活上の世話）が一体的に受けられます。

地域密着型サービス	
住み慣れた地域を離れずに生活したいなど、利用者のニーズにきめ細かく対応するために、次のようなサービスが行われます。 利用者は市町村の住民に限定され、地域の実情に合わせて市町村が整備・監督を行います。	
サービスの種類	サービスの内容
複合的なサービス 看護小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)	小規模な住居型の施設で、「通い」を中心に「訪問」、「短期間の宿泊」などを組み合わせて食事、入浴などの介護や支援が受けられます。
日帰りのサービス 認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)	認知症の高齢者が食事、入浴などの介護や支援、機能訓練が日帰りで受けられます。
グループホーム 認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)	認知症の高齢者が共同で生活できる場(住居)で食事、入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。 (介護予防認知症対応型共同生活介護については、要支援1の方は利用できません)
小規模施設サービス 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で食事、入浴などの介護や健康管理が受けられます。 ※食事、日常生活費、居住費は別途負担となります。 ※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方となります。
小規模な施設の通所介護サービス 地域密着型通所介護	定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。 ※要支援1・2の方は利用できません。
24時間対応の訪問サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	密接に連携を取っている介護職員と看護師の定期的な訪問が受けられます。また、通報や電話などをすることで随時対応も受けられます。 ※要支援1・2の方は利用できません。

自己負担が高額になったとき

●介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの1割、2割または3割の利用者負担の合計額(同じ世帯に複数の利用者がいる場合には、世帯合計金額)が高額になり、一定額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として、後から支給されます。 ※対象者には申請書を送付します。

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算して高額になった場合は、限度額を超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度があります。

要支援１・２、非該当（自立）と認定された方のために

健康推進課 福祉総合相談センター 【電話】04-7093-1200

介護予防・日常生活支援総合事業

地域支援事業における介護予防事業が見直され、これまで介護予防給付で行われていた「訪問介護」と「通所介護」が総合事業の介護予防・生活支援サービス事業に移行されました。

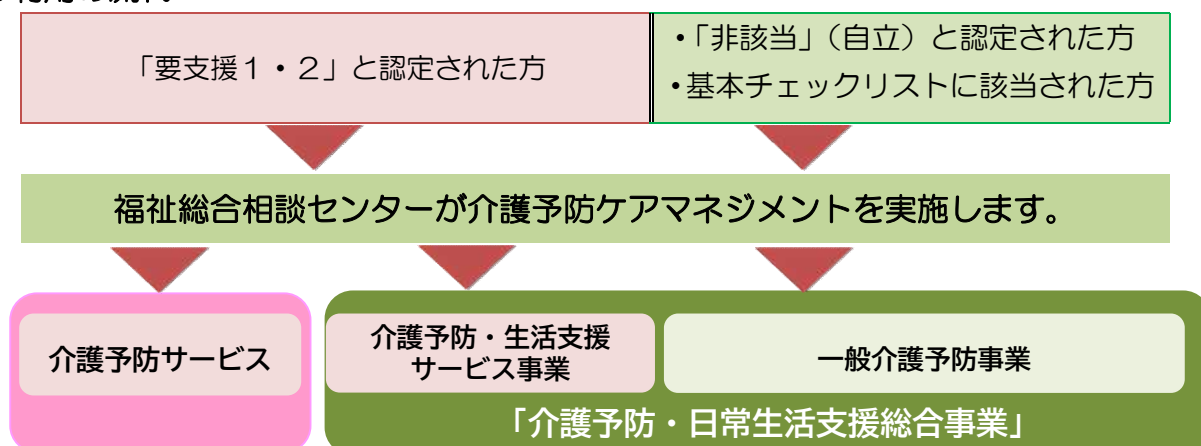
●介護予防・生活支援サービス事業

対象者	事業内容
- 介護認定で「要支援１・２」と認定された方 - 要介護認定で「非該当」となった方で、基本チェックリストに該当する方	●介護予防ケアマネジメント ●訪問型サービス ●通所型サービス

●一般介護予防事業

対象者	事業内容
・65 歳以上（第 1 号被保険者）のすべての方	●介護予防把握事業 ●介護予防普及啓発事業 ●地域介護予防活動支援事業 ●一般介護予防事業評価事業 ●地域リハビリテーション活動支援事業

●利用の流れ



生活が困難な方のために

生活保護制度

福祉課 生活支援係 【電話】04-7093-7112

生活に困ったときも自立できるように支援します。

生活保護

生活保護制度は、生活に困窮する方が全ての資産等を活用し、法律に定める扶養義務者の扶養等、他の扶助制度を利用したうえで最低限度の生活が維持できない場合、生活の困窮程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活の保障と、自立の助長をめざします。扶助には、生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・介護扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助があり、この制度は本人などの申請によって開始されます。

生活困窮者自立支援制度

健康推進課 福祉総合相談センター 【電話】04-7093-1200

生活困窮者自立支援制度とは ～生活保護に至る前の相談から自立までの継続支援～

訪問支援に加え、地域住民や関係機関と連携しながら、複合的な生活課題を抱える人の早期発見に努め、自立支援につなげるために行う事業です。

就職・学習・住まい・家計・生きづらさなど、暮らしに悩みを抱えた方の状況にあわせ自立に向けた支援をします。

判断能力が十分でない方を支えるために

成年後見制度

健康推進課 福祉総合相談センター 【電話】04-7093-1200

福祉課 障害福祉係 【電話】04-7093-7112

安房地域権利擁護推進センター 【電話】04-7093-5000

成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や精神障害、知的障害などで判断能力が十分でない方を、家庭裁判所によって選任された援助者（成年後見人等）が本人の代わりに法律的に支援する制度です。

成年後見制度利用促進事業

安房3市1町では、協働で鴨川市社会福祉協議会に委託し、広域で成年後見制度の利用促進を図るため、専門機関を設置し、権利擁護に関する相談及び情報提供を行います。

ささえあいの地域へ

地域福祉サービス

社会福祉法人 鴨川市社会福祉協議会 【電話】04-7093-0606（相談予約）

心配ごと、悩みごとの解決をお手伝いしたり

生活支援が必要になったときのサービスが用意されています。

ふれあい相談

生活の中での心配ごとなどについて、相談を受け付けています。相談には事前に電話予約が必要です。

法律相談

●相談日・場所

毎月第1火曜日 鴨川市ふれあいセンター

●相談時間 13:00～16:00

●相談員 弁護士

●備考欄 予約が必要です。

（前月末から相談日前日まで受付 定員6人になり次第締切）

権利擁護相談

●相談日・場所

毎月第2火曜日（祝日を除く） 鴨川市ふれあいセンター

●相談時間 13:30～16:20

●相談員 センター職員

●備考欄 予約が必要です。（定員3組になり次第締切）

自宅にも伺います。電話相談を受け付けております。

電話 04（7093）5000

※相談は無料です。お気軽にどうぞ。

●鴨川市社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。「社会福祉法」に基づき、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした活動をおこなっています。ボランティアと協力し、高齢者や障害者、子育て中の親子が気軽に集える「サロン活動」を進めているほか、社協のボランティアセンターではボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、また、小中高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点として、地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。

生活の中で困ったことがあったら

地域福祉サービス

社会福祉法人 鴨川市社会福祉協議会 【電話】04-7093-0606（相談予約）

出張理髪サービス

在宅のねたきりの方で要介護認定4または5の方、あるいは身体障害者福祉手当・重度知的障害者福祉手当・特別障害者手当のいずれかを受給している方に、理容料金の半額(年4回まで)を助成します。

福祉用具貸付事業

介護保険認定において非該当と認定された方、障害をお持ちの方、短期的に使いたい方に、車いすを貸し出します。

日常生活自立支援事業

定期的な訪問により、福祉サービスを利用するお手伝いや、日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障害者の方々が住み慣れた地域で生活できるように支援します。

法人後見事業

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人（以下、「成年後見人等」）になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことを言います。一般的に、法人後見では、法人の職員が法人を代理して成年後見制度に基づく後見事務を行います。

適切な成年後見人等が見つからない方に、社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任します。

鴨川市福祉資金貸付事業（市内の低所得世帯が対象です）

継続的な相談及び一時的な資金の貸付を行い、生活の立て直しと自立した生活を営むための支援を行います。

●生活資金

当面の生活維持のために必要な資金 100,000 円以内(無利子)

※連帯保証人が必要です。

●小口援護資金

災害・疾病・就業その他の事情により、一時的に緊急支出の必要が生じた場合の資金

※30,000 円以内(無利子)

生活福祉資金貸付事業（千葉県社会福祉協議会事業）

千葉県社会福祉協議会が実施主体となり、鴨川市社会福祉協議会が相談、申請の窓口となります。低所得世帯の方を対象に、低利または無利子で資金の貸付と必要なアドバイスを行います。

※貸付には、審査や条件があります。

交通遺児援護激励金支給事業（千葉県社会福祉協議会事業）

交通事故で生計中心者を失った 18 歳未満の遺児及び遺児のいる世帯に対して支給します。

子供の遊び場助成事業

遊具の設置や修繕費・撤去費用を助成します。（経費の 2 分の 1 を助成、新設上限 25 万円、補修・撤去上限 10 万円）

歳末たすけあい配分事業

高齢者世帯等への歳末たすけあい支援（窓ガラスや換気扇の清掃など）

※事業内容が変更する場合があります。



鴨川市社会福祉協議会 マスコット
キャラクター「葉っぴー」

その他の福祉活動ささえあいのまちづくりのために

社会福祉協議会では、ささえあいのあるまちづくりをめざし、市民の皆様の暮らしをサポートするために、さまざまな福祉活動を行っています。

- ・ 13 地区社会福祉協議会活動支援
- ・ 福祉教育のサポート（高齢者疑似体験・車椅子体験・福祉講座等）
- ・ 福祉ボランティアの登録と活動支援
- ・ 高齢者福祉・障害者福祉、介護保険のサービス など
- ・ 放課後児童健全育成事業（鴨川学童「ゆう・遊クラブ」、江見学童クラブ、天津小湊学童クラブ、田原・西条学童クラブ）の運営



保健・福祉・介護
ふれあいセンター サービスガイドブック（令和7年度）

発行：千葉県鴨川市 市民福祉部健康推進課
〒296-0033 千葉県鴨川市八色 887 番地 1
鴨川市総合保健福祉会館（ふれあいセンター）
